

# 香川県報



第 34 号

平成 16 年

4月30日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の一部を改正する規則

（農業経営課）

一

### 告 示

○道路の供用開始（二件）

（道路保全課）

二

○道路の位置指定

（建築課）

二

○公印の廃止

（警察本部）

三

○公印の新調

（ ）

三

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

四

○大規模小売店舗の新設の届出

（経営支援課）

四

○土地改良事業の適否決定

（土地改良課）

四

○土地改良区の定款変更の認可

（ ）

四

○土地改良事業の工事完了の届出

（ ）

五

○土地改良事業に係る異種目換地の指定（三件）

（ ）

五

○基本測量の実施の通知

（土木監理課）

五

○開発行為に関する工事の完了

（建築課）

六

○開発行為に関する工事（公共施設）の完了

（ ）

六

### 教育委員会告示

○博物館法の規定による博物館の登録の抹消

（ ）

六

### 公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施

（ ）

六

### 選挙管理委員会告示

●公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の名称の変更

●公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の所在地の変更

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となっている老人ホームの所在地の変更

七

### 規 則

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第五十四号

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の一部を改正する規則

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則（昭和三十一年香川県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の規定は、平成十六年度分以降の補助金について適用し、平成十五年度分までの補助金については、なお従前の例による。

### 告 示

### 香川県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年四月三十日から同年五月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 太田上町志度線(百四十七号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市林町字三ツ股一四〇一番四地先から 高松市林町字三ツ股一三二一番一地先まで	七・二 一〇・〇	一一	平成十六年 香川県告示 第三十三号 で変更した 区域

四 供用開始の期日 平成十六年五月一日

●香川県告示第三百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年四月三十日から同年五月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路 線 名 円座香南線(四十四号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市岡本町字本村一〇八六番地先から 高松市岡本町字本村一一四九番一地先まで	八・〇 一〇・〇	一二七	平成十三年 香川県告示 第三十九号 で変更した 区域の一部

四 供用開始の期日 平成十六年五月一日

●香川県告示第三百十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 建築指道 第三号
- 二 指 定 年 月 日 平成十六年四月二十二日
- 三 指 定 道 路 の 位 置 香川郡香川町大字大野字宮股一六二九番一、一六二九番三、一六二三番一及び同地先農道・水路
- 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 六・〇〇メートル  
延長 三一・二九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

●香川県告示第三百一十号

香川県土庄警察署出納員、香川県内海警察署出納員及び香川県多度津警察署出納員の使用していた次の公印を、平成十六年三月三十一日限り廃止した。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 香川県土庄警察署出納員印



二 香川県内海警察署出納員印



三 香川県多度津警察署出納員印



●香川県告示第三百二十二号

香川県小豆警察署出納員の使用する公印を、平成十六年四月一日次のとおり新調した。  
平成十六年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 香川県小豆警察署出納員印



公 告

●香川県公告第二百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。  
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年六月二十日まで縦覧に供する。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年四月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ほととぎすの会

小磯 治雄

坂出市旭町三丁目一番三三号

三 定款に記載された目的

この法人は、香川県下の障害者（児）・高齢者とその家族や関係機関に対して、社会参加を促進し地域で生活をする為に必要な事業を行い、福祉の向上・増進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第二百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。  
平成十六年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

株式会社パウ・クリエーション 東京都江戸川区北葛西四丁目一四番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

パウ高松上天神 高松市上天神町字中の坪五三六番地ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

株式会社ドン・キホーテ 東京都江戸川区北葛西四丁目一四番一号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年十二月二日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、九二一平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一五二台

(二) 駐輪場の収容台数

一五〇台

(三) 荷さばき施設の面積

二三八平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

四四立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ドン・キホーテ

開店時刻 午前零時

閉店時刻 午後十二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前四時から午後九時まで

二 届出年月日

平成十六年四月一日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年四月三十日(金曜日)から同年八月三十日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十六年八月三十日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第二百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業植田地区)を行うことについて平成十六年四月二十一日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年五月十四日から同年六月三日まで縦覧に供する。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、さぬき市寒川土地改良区の定款の変更を平成十六年四月十五日認可した。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市十河土地改良区	単独市費補助土地改良事業	沖川西地区	平成一六、三、一九

●香川県公告第二百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する

同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業綾南南部地区(第一工区)において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真鍋武紀

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
綾歌郡綾南町大字陶字平松	六九四〇―二	畑	畑	三〇〇平方メートル

●香川県公告第二百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業山田地区(第一工区)において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真鍋武紀

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
綾歌郡綾上町大字山田下字正司	三六	田	田	三七五平方メートル

●香川県公告第二百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業山田地区(第二工区)において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真鍋武紀

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積

綾歌郡綾上町大字山田下字北代 三〇七八―一 田 田 四五九平方メートル

●香川県公告第二百四十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真鍋武紀

一 作業種類

基本測量(基準点測量)

二 作業期間

平成十六年五月六日から平成十七年三月二十五日まで

三 作業地域

高松市 小豆郡 土庄町 綾歌郡 綾南町

●香川県公告第二百四十一号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

香川県知事 真鍋武紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市田村町字道東一六五七―一及び一六五八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

観音寺市本大町一五四―番地三

株式会社三協 代表取締役 吉田孝一

●香川県公告第二百四十二号

次の開発行為に關する工事のうち、公共施設に關する工事が完了したので、都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。  
平成十六年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丸亀市田村町字道東一六五七一及び一六五八
- 二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

- 1 道路  
道路(有効幅員五・〇メートル、延長三〇・九〇メートル)  
丸亀市田村町字道東一六五七一の一部及び一六五八の一部
- 2 排水施設  
自由勾配側溝(寸法三〇〇ミリメートル×六〇〇ミリメートル、延長三〇・九〇メートル)

- 丸亀市田村町字道東一六五七一の一部及び一六五八の一部  
排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長二八・二メートル)
- 丸亀市田村町字道東一六五七一の一部、一六五八の一部及び同地先市道  
排水管(直径三〇〇ミリメートル、延長四・一七メートル)
- 丸亀市田村町字道東一六五七一の一部、一六五八の一部及び同地先市道
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
観音寺市本大町一五四一番地三  
株式会社三協 代表取締役 吉田孝一

**教育委員会告示**

●香川県教育委員会告示第六号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十五条第二項の規定により、次の博物館を平成十六年四月十三日博物館登録原簿から抹消した。

平成十六年四月三十日

名称 財団法人栗林公園動物園  
所在地 高松市栗林町一丁目二〇番二号  
香川県教育委員会

**公安委員会公告**

●香川県公安委員会公告第三十三号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号)第一条の規定に基づき次のとおり公示する。

平成十六年四月三十日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 実施期日及び場所

実施期日	平成十六年六月十四日(月曜日)から同月十六日(水曜日)まで、同月十八日(金曜日)及び同月二十一日(月曜日)
実施場所	香川地域職業訓練センター(高松市郷東町五八七番地一) 電話〇八七―八八二―五四六四

二 受講定員、受講対象者等

受講定員	四十名
受講対象者	次のいずれかに該当する者 1 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者 2 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。)第一条第二項の一級の検定に合格した者 3 検定規則第一条第二項の二級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事しているもの
修了審査	筆記の方法で、五枝択一式問題四十問により行う。

三 受講手続

受講の申込みの期間  
平成十六年五月十日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）まで。ただし、申込人員が受講定員になり次第申込みの受付を締め切るものとする。

受講の申込みに必要な書類等  
1 警備員指導教育責任者講習申込書（写真（提出の日前六月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）をはり付けたもの） 二通  
2 添付書類  
ア 二の受講対象者の項の1に該当する者  
警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書  
イ 二の受講対象者の項の2に該当する者  
検定規則第一条第二項の1級の検定に係る合格証の写し  
ウ 二の受講対象者の項の3に該当する者  
検定規則第一条第二項の2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

受講申込書等の提出先及び提出の方法  
申込みは、香川県警察本部生活安全全部生活安全企画課（高松市番町四丁目一番一〇号香川県警察本部四階）に必要な書類等を直接提出して行うこと。

手数料の納入時期及び納入方法  
講習手数料（三万七千円）は、平成十六年六月十四日の講習初日の受付の際に、香川県証紙により納入すること。

携帯品  
筆記用具、印鑑及び警備関係法令集

四 講習業務の委託  
警備員指導教育責任者講習の実施は、社団法人香川県警備業協会（高松市天神前三番一四号）に委託する。  
五 その他

1 受講者は、講習初日の午前八時二十分までに受付を終えること。

2 その他詳細については、香川県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備業担当（電話〇八七―八三三―〇一一〇）又は社団法人香川県警備業協会（電話〇八七―八六二―一九〇三二）に問い合わせること。

**選挙管理委員会告示**

●香川県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となっている病院について、次のとおりその名称の変更があった。  
平成十六年四月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名	称	所在地
新	旧	所在地
独立行政法人国立病院機構高松東病院	国立療養所高松病院	高松市新田町乙八

●香川県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となっている病院について、次のとおりその所在地の変更があった。  
平成十六年四月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名	称	新	所在地	旧
社会福祉法人恩賜財団済生会支部香川県済生会病院	高松市多肥上町一三三二―一	高松市桜町一―一六―四		

●香川県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第一号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となっている老人ホームについて、次のとおりその所在地の変更があった。

平成十六年四月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地	
	新	旧
特別養護老人ホームシオンの丘ホーム	高松市香西町三七八	高松市香西北町二六〇

平成十六年四月三十日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています